

第10回「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備 に係る有識者協議会」

議事要旨

〔 日時：令和4年1月25日（火）11:00～12:15 〕
〔 場所：WEB会議 〕

- まず、「前回の振り返り」（資料10-1 pp.2-3）について、事務局から説明があり、対応方針について協議会として承認した。
- 次に、「ガイドライン案の変更点のご説明」（資料10-1 pp.4-5 及び資料10-2）について、事務局から説明があった。
- 続いて、「ガイドライン案の変更点のご説明」について、委員・オブザーバーによる質疑を行った。

1. 「ガイドライン案の変更点のご説明」についての発言は以下の通り

- データ提供者の観点からすると、データの保証が厳しいとデータを出しにくくなることが懸念点であり、修正意見を提出した。
 - 法令に規定がある場合にはデータ提供義務があるが、持っているものを出せばよい場合と、正確性の担保が求められる場合等、様々あると思われるため、臨機応変に対応できればと考えた。
- 特に異論はない。これまで指摘されているとおり、次年度以降、周知と手間のかからない運用体制を考えていけばよい。
 - まずは方向性が示されただけでもよいことである。
 - 細部は確認できていないので、今月中に確認し指摘したい。
- 前回までの意見が反映されており、特にコメントはない。
- 資料10-2 p.73の秘密保持関係の条項（第10条）において、第4項に「本条に基づく義務は、本契約が終了した後も●年間存続する。」とあるが、本条項は契約上一般的に設けられるものなのか。
 - 過去のガイドラインではこのような条項が設けられている。【事務局】
 - スマート水産の場合、先進的なデータ活用（例えば、委託契約に基づいてAI等を開発するような場合）において、契約終了後に守秘義務がなくなり第三者にオープンにされてしまうと、委託元で独占的に行うことを想定したビジネスに繋がられない可能性が生じることから、一定期間クローズにすることはあり得る。

【事務局】

- ただし、内容にもよるが、クローズのままでは委託先でも全く活用できないと、厳しい場合があるので、守秘義務を維持する期間は当事者間で決めてほしいという方針である。【事務局】
- 条文には違和感はない。実際の調整は難しい点ではあり、ある程度具体的に臨機応変に決めざるを得ない。
- 実際に契約書を作る際に、現場で議論になることが想定されたため確認した。ガイドラインの記載には意見はない。
- 第10回まで議論を重ねると、分かりやすく変わるものだなと感じた。
 - 現状ではこのようにまとめたが、ITやデータは今後も進化していくため、ガイドラインでも技術の進化に合わせて新たな言葉が出てくることもあるだろう。それらについていけるようにする必要があると認識している。
 - 完成度が高まってきたとのコメントと受け止めている。実際に使っていくには更なる取組が必要ではあるが、次年度も事業が継続すると聞いているので、利用しやすくするための工夫を進めていくこととしたい。
- ポリウムのある資料をまとめてもらい、感謝している。
- システムを構築する立場で読むと、資料10-2 p.7・8の図1・2のサービス概要図は、サーバの有無など書きぶりが異なる点があるため、全く違う見え方をする。
 - サービスの概要を伝えるだけなのでそのままよいという整理もあるし、中身の要素を統一する観点で修正することもあり得る。強い意向ではない。
 - 表1は当初、データだけを書けばよいと考えたが、何をやっているかが分かりにくいため、サーバを追加した。表2は、サーバを入れると逆に分かりにくくなるため、省略している。抽象化はせざるを得ないが、どのような目的でどのような内容を紹介しているのかの説明がないため、説明を追加したい。【事務局】
 - 個人的には、表2の方が分かりやすい印象であるため、表1をシンプルにした方がよいのではないかと。
 - ◇ 表2は多くの入口から集約され、一つのアウトプットを出す図となっている。これに倣い、表1も、たくさんの入口から集約されて、出口もたくさんある図とする方がよいのではないかと。
 - ご意見を踏まえ、簡素化できる部分は修正したい。【事務局】
 - より分かりやすくシンプルにとのご意見を参考に、修正する方向で考えたい。場合によっては個別にご意見を頂きたい。
- IT業界にとっては有益な内容をまとめてもらった。
 - 漁業者によるデータ利用のニーズが高まってきている中、今後は垂直的なデータ利用だけでなく、水平的利用も必要と認識しているので、引き続き次年度も意見

を述べていきたい。

- 次年度は横での利用も含め、充実に努めるようにしたい。
 - 今回の資料について詳しく読めていないため、多くのことは言えないが、もう少し修正の時間があるとのことなので、その間にコメントさせてほしい。
 - 水研からは、詳細のコメントを頂いていたが、反映させているものといないものがある。その他には大きくは変わっていない。【事務局】
 - 水研からは特に、言葉の定義についての指摘が多かった。「スマート水産」などの根本となる定義を統一するなど、反映できる部分を反映している。
 - ガイドラインは拘束力のある文書と認識しているが、今後改訂を重ねていく見通しであるとのこと、そこまで改訂を重ねられる性質のものなのか。
 - 今回、見開きに版数（第1版）を追記している。IT分野は日進月歩でテクノロジーが進歩しており、今後、新しいトピックが追加される可能性もある。時節に応じた内容の見直しが必要と理解しているため、水産庁としても、今後更新していくことを想定している。【水産庁】
 - 原案についても、事例の追加などにより改善していくことができると考えているため、現在公募中の来年度事業等でも見直していきたい。一度作って終わりではないので懸念は不要である。【水産庁】
 - 次年度以降も版を重ねていく方向で協力願いたい。
 - 立派なガイドラインをまとめてもらい感謝している。
 - 今後、本ガイドラインを武器に、水産分野のデジタル化に向けて切り込んでいくことになるが、データサービスの立場からすると、新規開発における権利保護の観点で必要以上に制限を掛けられると、新しい動きがしづらくなる。そうならないように、これからの運用を考えていきたい。
 - 次年度以降、具体例に基づきケースバイケースで議論が深まっていくとよい。
 - 成長産業化に向けて重要な意見である。次年度以降も、いずれのステークホルダーにも利益があるよう、バランスを取りながら協議を続けていきたい。
 - ガイドライン案については、第10回協議会における意見及び1月中に受領した意見を踏まえ、水産庁と協議の上、最終的には座長一任としてパブリックコメント案を確定することについて、協議会として承認した。
 - 引き続いて、「標準化について」（資料10-1 p.6以降）、事務局から説明があった。
 - 説明を踏まえ、「標準化について」、委員・オブザーバーによる質疑を行った。
2. 「ガイドライン案の変更点のご説明」についての発言は以下の通り
- 資料10-1 pp.8-9が議論の報告、それ以降は参考資料という理解でよいか。
 - ご認識の通りである。昨年度から今年度にかけて、標準化の方向性を検討してき

たが、研究目的・行政目的・民間利用等、一意に決めるのは難しく、コード変換が妥当であること、履歴の保持などのルール作りが重要との認識に至った。その後、目的を絞って何かできないかも議論したが、なかなか難しかった。【事務局】

- 水産庁で別途実施している全国の水揚げ情報の収集事業では、県ごとのコード分類に基づいて整理されたデータを、国として直す方向で進めている。ただし、事業年度の関係で、現時点でお示しできるほど詰まっていないため、比較的進んでいるブイの取組を紹介した。【事務局（水産庁）】
- 今回は事例紹介になったが、標準化は少しずつでも進め、民間等でも使ってもらえるようにしていきたい。【水産庁】
- 悩ましい問題が年度途中に出てきたこともあり、まず今年度はこの形でまとめ、次年度以降もより分かりやすくまとめていく形で進めたい。
- 方向性は理解したが、資料 10-1 p. 22 をはじめ、検討すべき点がたくさんあるなど思いながら聞いていた。
 - p. 22 は、緑の部分をどう実装するかなど、現場の理想と乖離している点がある。
 - 実装の上でのギャップの解消も重要であるため、次年度以降も意見を集約してまとめていきたい。
- 資源管理におけるデータのやり取りでは、今までも TAC ベースでやってきたものではあるが、JAFIC を中心に行政にデータをアップしていくという流れが、短期間で全国のデータの共通化に繋がった。
- 資料 10-1 p. 18 の図は、複雑に見えるように表現されているが、実際にデータを活用する利害関係者を束ねて議論を重ねていくやり方が、簡単にまとめていく方法としてよいのではないか。
 - 実際に目的を特定してデータのやり取りをしている人が集まって検討する単位を重ねていかなければ難しいのではないかと。
 - もっともな指摘である。協議体制の構築についても、次年度以降に整理して提案できるようにしたい。
 - 検討体制の問題はご指摘の通りである。業界をまたいで多くの方に参加してもらうと、横串を通ず観点ではよいが、縦の観点も重要である。【水産庁】
- 強い要望ではないが、資料 10-1 p. 27 の図は、出口が複数に見える絵の方がよい印象がある。
 - 実際のイメージが伝わる図にすべきとの提案であり、検討したい。
- 標準化は非常に難しい問題である。資料 10-1 p. 18 について、段階的に利用する視点で見ると、標準化と言っても粒度も変わってくるのではないかと。
 - 魚種や漁業種類は地域によって方言があるので、目的別に粒度を変えていくのも標準化の一つではないかと。

- 重要な指摘である。基本的には、必要な情報が利用者に対して出てくるような変換の仕組みが必要と理解している。それがうまくできるような仕組みについて、次年度以降提案できるよう進めていきたい。
- 標準化は、ガイドラインのように改訂していくというよりは、最初に詰めて決めておく性質のものと理解しているが、難しい問題であり、課題が山積している。使いやすいシステムになるようにしてほしい。
 - 悩ましい問題もあるが、課題解決は重要であるため、水研にも協力願いたい。
- データの標準化を考える際、機械が自動的にデータを取得するような場合については、フォーマットの統一など比較的容易と思われるが、漁業情報の場合は、データをどうデジタル化してインプットするか自体が大きな課題となっている。標準化と入力のデジタル化とをセットで考えていく必要がある。
 - その際、これまで指摘されているように、データの粒度や利用者・利用目的などについて、アウトプットの利用者側を単位として整理するとよいのではないか。
 - 「全国どこでも統一的に使える」という意味での標準化は、現状では非常に難しい。それよりも、利活用の局面ごとに、データの入力とセットで、合理的に使えるものを考えていく必要があると実感している。
 - デジタル化推進事業において、産地市場や零細漁港等のデータのデジタル化に向けて取組を進められていると理解している。そうした取組が蓄積されていくことが重要である。
 - また、「標準化」は、標準化されたデータを使うというよりは、集めたデータを必要なデータに変換する仕組みを作るのが基本と考えている。
 - 粒度や利用者間での協議の仕方など、利用者の立ち位置からの整理を進める必要がある。そうした点に考慮しつつ、次年度以降にまとめていくようにしたい。
- 最後に、事務局から、今後のスケジュールとして、1月31日までに提出された意見を踏まえてガイドラインのパブリックコメント案を確定し、2月に水産庁からパブリックコメントにかける予定であること、パブリックコメント終了後は早々に意見を反映し、最終案を取りまとめる予定であること、今年度の協議会は今回が最終回を予定していること（パブリックコメントの意見内容によっては再度開催する可能性もあること）が示された。